

食物アレルギーへの対応

令和4年4月版

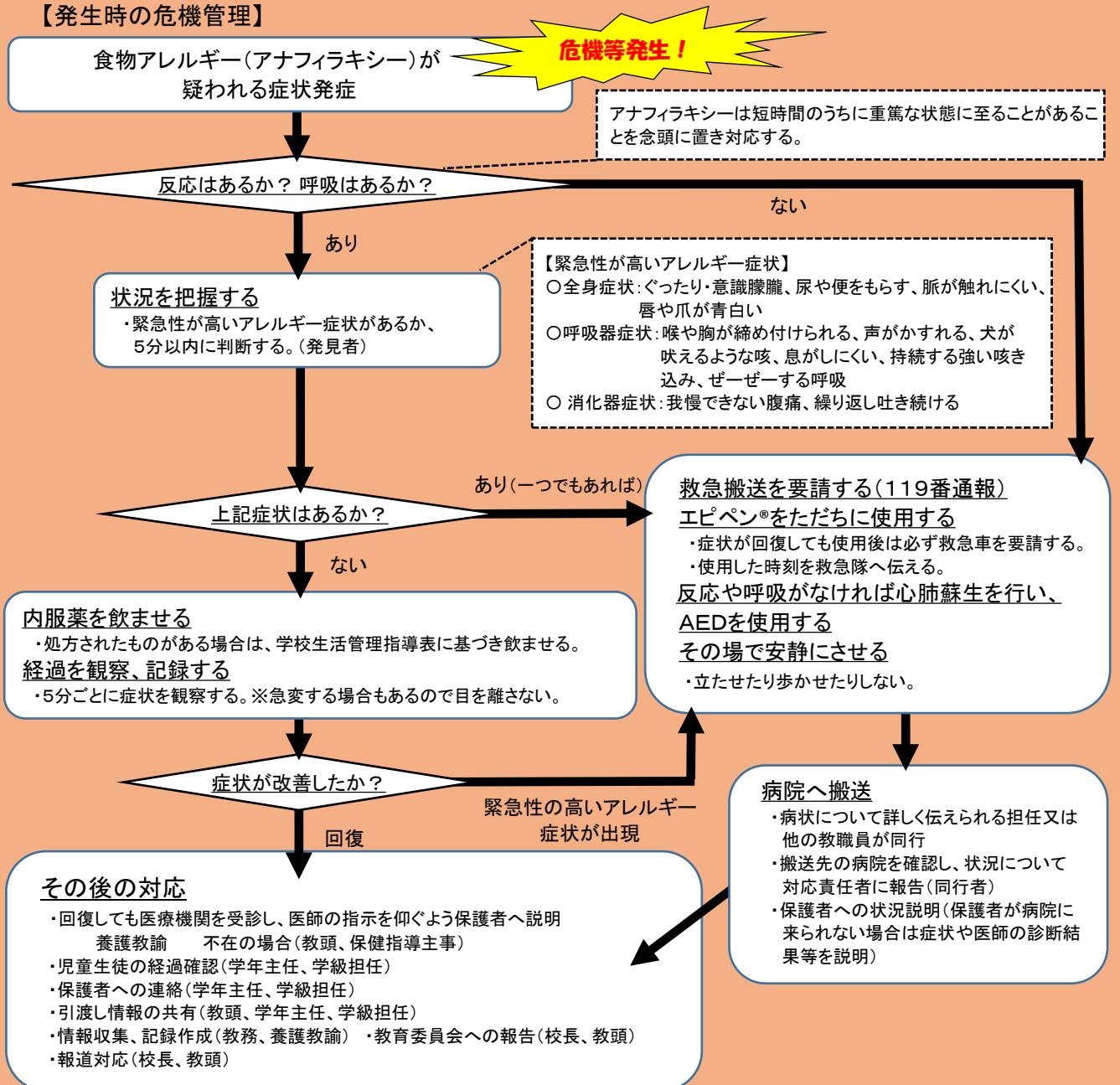
【対応方針】

- 既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応したり、運動に誘発されたりして発症することを教職員が理解しておく。
- アレルギー疾患対応委員会を設置するなど、校内組織で対応する。

【事前の危機管理】

- 保健調査等による把握 学校生活管理指導表に基づく管理(保護者面談の実施)
- アレルギー疾患対応委員会の開催(個別の取組プランや緊急時の対応についての検討)
- 全教職員への情報共有 校内研修の実施(エピペン®練習用トレーナーやDVDの活用)
- 消防署等関係機関との連携 日常の取組の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映